

報告 1 酒々井町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

1 計画の目的

新型インフルエンザ等の感染症の感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命と健康を守るとともに、町民の生活や地域経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的としています。

2 計画改定の背景

平成26年に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき「酒々井町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しておりますが、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを踏まえた法改正及び国や県の計画改定に伴い、町の計画についても改定するものです。

3 今回の主な改定内容

今回の改定は、国が抜本的な改定を行い、それを受けて都道府県が改定、各市町村はそれらと整合性を図り、従来の行動計画を改定することとなっています。

本町の計画では、感染症のパンデミックなどの健康危機に備えるだけでなく、平時からの備えを重視し、次のような内容を盛り込みました。

○リスクコミュニケーション

平時から行政・町民・事業者等が情報を共有し、相互に理解を深めるための取組を進めます。

○予防接種のデジタル化

平時から各種デジタルシステムを活用し、有事においても継続して活用できる体制を整備します。

4 町民の生命と健康を守るために

今回改定した行動計画を、平時からの備えや健康危機発生時の対応に活用し、町民の生命と健康を守るための体制を強化していきます。



報告2 佐倉警察署管内における見守り活動に関する協定の締結について

佐倉警察署、日本郵便株式会社、佐倉市、八街市と共に「佐倉警察署管内における見守り活動に関する協定」を締結(令和8年7月3日)

今回の協定では、近年、従来の犯罪に加えて電話d e 詐欺や匿名流動型犯罪グループによる強盗事件など、新たな治安課題が増加しており、このような背景を受けて、佐倉警察署管内において、犯罪が起こりにくい安全で安心なまちづくりを推進するために、警察と市町は防犯を目的とした管内パトロール活動を行うこととしております。また、日本郵便株式会社は日常業務において負担のない範囲で見守り活動を実施することで、それぞれの活動が一体となり、犯罪が起こりにくい安全で安心なまちづくりを推進することを目的としています。

(令和8年7月3日撮影)



左から 佐倉警察署管内防犯組合連合会増田事務局長、金塚町長、八街市北村市長、佐倉市西田市長、佐倉警察署岡村署長、佐倉郵便局永井局長、八街郵便局藤田局長、佐倉山王郵便局椎名局長

報告3 台風第15号、令和8年8月千葉豪雨による被害状況等について

1. 台風第15号への対応

災害警戒本部を設置し、警戒体制を執りましたが、町内では大きな被害等は発生しませんでした。

2. 令和8年8月千葉豪雨への対応と避難状況

8月13日の大雨において、気象庁の発表では1時間あたり約100ミリの猛烈な雨を観測し、1日の総雨量も約250ミリを記録しました。この記録的な大雨に伴い、警戒レベル3の大雨警報、警戒レベル4の土砂災害危険警報が発表されたことから指定避難所を開設しました。

◇開設避難所	◇町内避難者	◇帰宅困難者	◇閉鎖時間
中央公民館	4世帯5人	100世帯105人	8月14日午後3時
プリミエール酒々井	—	253世帯276人	8月14日午後3時

3. 地域における助け合いと感謝状の贈呈

南酒々井駅で列車の運転見合わせにより滞留していた帰宅困難者を、町民4名の方が自家用車で避難所まで送り届け、安全な避難に尽力されました。この献身的な行動は、災害時における地域の助け合いの模範であり、町の災害対応への多大な貢献に深く感謝の意を表すため、町より感謝状を贈呈いたしました。

4. 町内の被害状況

自動車5台の浸水被害及び馬橋地区で停電が発生しましたが、幸いにして町内における甚大な人的被害等は免れました。今後も近年の激甚化する気象災害を見据え、町民の皆様の安全・安心を第一に、防災体制の充実に引き続き努めてまいります。



(中央公民館避難所)



(51号線伊篠付近)